平成23年度 事業報告

I業務に関する事項

1. 自主規制に係る事業

自主規制に係る事業については、平成23年1月1日からの商先法の完全施行を受け、不招請勧誘の禁止に係る行為規制の導入及び新たに規制の対象となった外国取引や店頭取引の実態等を踏まえ、引き続き自主規制規則の見直しを行った。

その他、違反等行為を行った会員役職員等1名に対する処分及び「商品先物取引業務に関する規則第19条に基づく措置について」に基づく会員に対する指導等を行った。

(1) 自主規制ルールの整備

① 会員の企業情報の開示に関する規則の一部改正について

新たに入会した会員の相当数が既に金融商品取引業者等として金商法等に基づく開示を行っていることから、当該開示資料である説明書類をモデルとし、「年次ディスクロージャー項目記載要領」については、商先法に規定されている主務大臣への報告書類及び金商法に規定されている説明書類等の項目との整合性を確保すること、月次開示資料については、外国取引及び店頭取引とも新しい事業として取引実績が少ないため、当分の間は国内取引のみ継続することとした。また、これらの開示資料の開示方法については、本会のホームページにも年次開示資料を掲載しているため、本店等店舗に備え置く又は自社ホームページに掲載することのいずれかにより行うこととし、「会員の企業情報の開示に関する規則」とともに、「年次ディスクロージャー項目記載要領」及び「月次ディスクロージャー項目記載要領」及び「月次ディスクロージャー項目記載要領」を一部改正し、第43回自主規制委員会(5月17日開催)及び第44回自主規制委員会(6月8日開催)の審議を経て、第97回理事会(6月15日開催)において決定し、7月1日に施行した。

なお、今般の改正により苦情、紛争及び訴訟に関する項目が削除されたことから、顧客等から相談センターの受け付けた会員の苦情及び紛争に関して照会があった場合には、相談センターはそれらの受付件数を回答することとし、その旨を6月16日付けで本会Webサイトにおいて周知した。

② 会員の広告等に関する規則及び会員の広告等に関する指針の一部改正について

上記①の「会員の企業情報の開示に関する規則」の一部改正により会員における開示資料の開示方法が変更されることに合わせ、会員の行う広告において表示が義務付けられている開示方法について、「会員の広告等に関する規則」及び「会員の広告等に関する指針」を一部改正し、第44回自主規制委員会(6月8日開催)の審議を経て、第97回理事会(6月15日開催)において決定し、7月1日に施行した。

③ 監査規則の一部改正について

平成23年1月26日に制定した商品先物取引業務に関する規則第18条第1項に基づく留意事項において、「商品先物取引業者等の監督の基本的な指針」の顧客保護に関する部分及び本留意事項を踏まえて社内規則を制定し、それを役員及び使用人に遵守させるとともに、社内監査を通じて遵守状況を点検する体制の確立を求めていることから、一事業年度に1回以上の社内監査を実施するという枠組みは維持することとした。このため、社内監査の実効性等を把握するためにその実施体制を本会に報告するとともに、個人顧客を対象とする対面取引を行う会員にあっては本会が定める様式により社内監査の結果を本会に報告するよう「監査規則」を一部改正し、第46回自主規制委員会(9月5日開催)の審議を経て、第99回理事会(9月28日開催)において決定し、即日施行した。

④ 紛争処理規程の一部改正について

従来、紛争仲介の手続きにおいて調停案が提示され顧客が受諾したにもかかわらず、会員等が正当な理由なく受諾を拒否した場合には、本会は当該会員等に対し受諾の指示を行うこととなっており、会員等は事実上調停案を受諾せざるを得ない、いわゆる「片面的」な紛争仲介制度を採用してきた。

平成18年以降、業界をあげてトラブルの解消に向けて取り組み、その結果、会員の法令遵守が徹底されてきたことにより、苦情、紛争処理件数ともに大幅に減少している一方、平成23年1月1日の商先法の施行に伴い銀行、証券会社等の新規参入など会員の基盤が変化しており、金融商品取引業における紛争仲介制度との整合性を図ることが必要となってきた。こうした情勢の変化を踏まえ、当事者である顧客が調停案を受諾したものの、会員等が当該調停案を受諾し難い場合には、会員等は顧客が当該調停案を受諾したことを知った日から1月を経過する日までに、当該調停案により支払うべき金銭を本会に預託した上で、この期間内に訴訟を提起できるよう「紛争処理規程」を一部改正し、第48回自主規制委員会(12月27日開催)の審議を経て、第102回理事会(1月18日開催)において決定し、2月14日付けで紛争処理規程の変更に係る認可を主務大臣に対して申請した。

⑤ 商品取引事故の確認申請等に関する規則の一部改正について

商品先物取引仲介業者の商品取引事故に関する確認申請については、商品先物取引業者の規定が準用され、所属商品先物取引業者が本会の会員である場合には、当該会員が本会を経由して行うことから、昨年1月1日の商先法の施行に合わせて「商品取引事故の確認申請等に関する規則」において所属商品先物取引業者の例により行う旨の改正を行った。

その後、商品先物取引仲介業者の商品取引事故に関する確認申請が数件なされたこと、11月4日現在で主務大臣の登録する商品先物取引仲介業者が4社となったことから、その手続きをより明確にするために同規則を一部改正するとともに、所属商品先物取引業者が使用する様式を新たに定め、第48回自主規制委員会(12月27日開催)の審議を経て、第102回理事会(1月18日開催)において決定し、2月1日から施行した。

また、この事故確認申請等の事務手続きを解説した所属商品先物取引業者向けの「事故確認申請等の記入の手引き」を作成し、本会Webサイトの会員専用ページに掲載して周知した。

⑥ 苦情処理規則に関する細則、紛争処理規程に関する細則及び商品取引事故の確認申請等 に関する規則の一部改正について

損失補てんの禁止に伴う事故確認の制度が導入されて4年以上経過し、会員における当該制度の運用が定着したことから、相談センターの苦情処理又は紛争処理により和解した案件について作成、交付していた「事故確認書」を取り止め、その手数料も廃止するために「苦情処理規則に関する細則」及び「紛争処理規程に関する細則」の一部を改正することとした。また、事故確認申請に係る事務局の事務量が軽減していることから、会員の行う主務大臣への事故確認申請に係る手数料を廃止するため「商品取引事故の確認申請等に関する規則」の一部を改正するほか、最近における紛争仲介件数の減少や紛争金額の小型化等を踏まえ、当面、成立手数料を無料化するため、紛争処理規程に関する細則第12条に基づく別紙3の一部を改正することとし、第49回自主規制委員会(2月28日開催)の審議を経て、第104回理事会(3月14日開催)において決定し、4月1日から施行した。

⑦ 商品CFD取引に関する自主規制措置の考え方について

新たに規制の対象となった店頭取引のうち、主として個人顧客を対象とした商品CFD取引に係る自主規制措置の必要性等を検討するため、当該取引を取り扱う会員18社の実務担当者から業務実態等に関するヒアリングを行うとともに、類似の取引である証券CFD取引や外国為替証拠金取引(以下「FX取引」という。)に係る自主規制措置の現状を調査した。その結果を踏まえて以下のとおり対処することとし、自主規制委員会懇談会(7月4日開催)の議論を経て、第98回理事会(7月20日開催)において報告した。

- (a) 対面取引により商品CFD取引を取り扱う会員については、業務の適正な運営の確保 と苦情・紛争の未然防止を図る観点から、苦情等の発生状況及びその処理体制等を調 査した上で必要に応じて改善指導を行う。
- (b) 顧客財産の分離保管措置については、商先法において信託契約により保全すると 具体的に規定されており、基本的に行政による監督を前提としていることから、その 状況を見つつ自主規制により補完する必要性の有無を検討する。
- (c) 商先法に基づくロスカット取引の実行体制については、取引の仕組みやシステムの共通する証券CFD取引に係る日本証券業協会(以下「証券業協会」という。)やFX取引に係る他金融先物取引業協会(以下「金先業協会」という。)の自主規制措置と同様の対応が望まれるものの、取引対象とする原資産の違いから生じる価格変動率の相違等を踏まえ、同様の措置を行い得るかについて検討するとともに、実際に商品CFD取引を取り扱う会員の意見を汲み上げるための方策について更に検証する。

⑧ 外国取引に関する自主規制措置の考え方について

新たに規制の対象となった外国取引に係る業務の実情を把握するため、個人顧客を対象 に当該取引を取り扱う会員4社の実務担当者からヒアリングを行うとともに、海外証券先 物取引に係る証券業協会や海外金融先物取引に係る金先業協会の自主規制措置の現状を調 査した。

その結果を踏まえ、商品先物取引業務に関する規則において外国取引を含めた商品デリバティブ取引の口座開設や取引の取扱い等を契約関係書面に定めるよう規定していること、会員4社の約諾書及び取引規程等の契約関係書面において証拠金や取引執行等の基本的な点で大きな違いがないことから、金先業協会と同様に会員の定める契約関係書面のひな形を作成するなどしてある程度共通化することについて、引き続き会員からヒアリングを行って検討することとし、第47回自主規制委員会(11月7日開催)の審議を経て、第101回理事会(11月16日開催)において報告した。

⑨ 商品先物取引業における金融商品取引法に基づく開示の内容について(有価証券報告書 の標準様式)の一部改正について

「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号)が平成23年3月31日以後終了する連結会計年度の年度末に係る連結財務諸表から適用されることに伴い、勘定科目の名称の変更等があったこと、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号)の公表により資産除去債務に関する注記が新設されたことなど、有価証券報告書の記載項目及びその内容に変更があった。これらに対応するため、株式公開会社である会員が作成する有価証券報告書の標準様式である「商品先物取引業における金融商品取引法に基づく開示の内容について」について、有価証券報告書の作成責任者の意見を踏まえて所要の見直しを行い、第43回自主規制委員会(5月17日開催)の審議を経て、第96回理事会(5月25日開催)において改正を行った。

⑩ 商品先物取引業における経理処理の手引きの見直しについて

「商品先物取引業統一経理基準」については、昨年度、既に一般に公正妥当と認められる会計処理として会計基準が整備されているものや、一般に適用される勘定科目や経理処理に関する記載を削除し、商品先物取引業固有の勘定科目と経理処理を定めるものとして見直しを行った。これに伴い、会員の実務担当者や新たに商品先物取引業を始める業者が実務において参考資料として利用できるよう、業務マニュアルの位置付けとして「商品先物取引業における経理処理の手引き」を作成し、本会Webサイトの会員専用ページに掲載して会員に提供してきたところであるが、新たな会計基準である「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号)が導入されたことから必要な見直しを行った。

(2) 反社会的勢力の排除に係る本会の取組み

反社会的勢力の排除に係る取組みについては、平成19年6月に政府から「企業が反社会的 勢力による被害を防止するための指針」が公表され、会員において様々な対応がなされてき たが、昨年1月に制定された「商品先物取引業者等の監督の基本的な指針」において反社会的勢力との関係遮断に向けた体制整備に関する事項が列挙されるとともに、10月には全ての都道府県で暴力団排除条例が施行された。こうした情勢の変化を踏まえ、本会としても反社会的勢力の排除に係る取組みを検討することとし、銀行、証券、FX取引業界における取組み事例に関する情報を収集し、警察庁等の関係機関に相談する一方、会員各社の取組みの実態を把握するための調査を実施したところ、全会員の9割が既に何らかの取組みを行っており、6割超の会員が反社会的勢力排除に係る取組みを行っていく旨の対社会的宣言の公表を望んでいるとの結果が得られた。

そこで、会員及び会員と提携する商品先物取引仲介業者に対して反社会的勢力の排除に積極的に取組み、実効性のある対応を求め、かつ、本会もこれを支援することにより反社会的勢力と断固対決していく旨の宣言を決議して公表するとともに、会員に対して当該取組みとして対応が求められる事項を示して一層の取組みを促すこととし、第49回自主規制委員会(2月28日開催)の審議を経て、第104回理事会(3月14日開催)において決議した。

なお、理事会決議は「反社会的勢力の排除に係る取組みについて」として3月15日付けで本会Webサイトにおいて宣言するとともに、会長通達も同日付けの「反社会的勢力の排除に係る取組みについて」として会員代表者宛に通知した。

(3) 商品先物取引業務に関する規則第19条に基づく措置の実施

平成23年1月26日に施行した「商品先物取引業務に関する規則第19条に基づく措置について」に基づき、今年度に相談センターに申出のあった商品取引契約の締結の勧誘に関する苦情(取引に至っていないもの。以下「未取引の苦情」という。)10件(延べ6社)について、未取引の苦情を惹起した会員に対して同規則第19条第2項に基づいて報告及び資料の提出を求めた(年度末時点で報告書の未提出及び報告書の精査中の苦情が5件(延べ2社)ある。)。

会員から提出された報告及び資料の内容を精査した結果、いずれの会員においても未取引の苦情の再発防止に向けた改善策を自主的に講じていると認められたことから、勧誘に関する基準の遵守徹底等に係る改善指導など同条第1項に定める措置を講ずるには至らなかったものの、商品デリバティブ取引に対する否定的な評価を招くおそれのあることに鑑み、再発防止等の観点から注意喚起を行った。

また、1月から8月までに相談センターの受け付けた未取引の苦情が8件と、昨年同期の1件に比べて増加していることから、登録外務員による商品デリバティブ取引の勧誘が伴う商品先物取引業務を行っている会員に対し、「商品先物取引業者等の監督の基本的な指針」の顧客保護に関する部分及び「商品先物取引業務に関する規則第18条第1項に基づく留意事項」を踏まえて、再勧誘の禁止及び不招請勧誘の禁止の遵守状況について再度点検するよう、会長通達として9月7日付けにて「商品取引契約の締結の勧誘に関する苦情の防止について」を会員代表者宛に通知した。

(4) 会員の役員使用人等に対する指導、勧告、処分の実施状況

役員使用人等に対する指導、勧告、処分に関する規則に基づき、第33回綱紀委員会(8月8日開催)において、会員から届出のあった1名について審議し、処分等を行った。

また、同規則に基づいて処分を受けた役員使用人等の氏名及び役職名、処分の内容、処分 した理由、所属会員名等を他の会員に周知するとともに、処分を受けた役員使用人等の氏名 を除く事項を本会事務所において10営業日の間公示し、本会Webサイトにおいて1年間掲載し た。

なお、会員から違反等行為に係る届出があった役員使用人等1名に対して、当該行為が指導等の対象行為に該当するか否かについて調査を実施した。

| 処分の内容 | 処分した理由 | | | | |
|---------|-----------------------------------|--|--|--|--|
| 登録外務員の | 顧客から本人以外の名義による取引を受託したことは、自主規制規則 | | | | |
| 職務の停止2か | 「役員使用人等に対する指導、勧告、処分に関する規則」第7条第2号に | | | | |
| 月間(1名) | 該当する行為と認められるため。 | | | | |

(5) 会員に対する監査の実施状況

9月28日に施行された監査規則第10条第2項に基づく社内監査体制の報告について、12月末までに全会員から報告を受けた。

また、苦情等処理に関する内部管理体制の現状を把握するための特定監査を1社に対して 実施した。

(6) 会員の企業情報の開示

会員の企業情報の開示に関する規則に定める年次及び月次ディスクロージャー項目記載要領に基づき、対象会員に開示資料の作成を求めるとともに、平成23年3月期の年次開示資料については本会への提出を求め、本会Webサイトにおいて7月下旬から新たに平成23年3月期のものを加え、平成22年3月期のものと併せて2期分の開示資料を掲載することにより開示した。

また、対象会員においては、年次開示資料のほか、国内取引における取引に関する月次開示資料を、本店等に備え置く又は自社Webサイトへの掲載のいずれかの方法により開示した。 なお、平成23年1月1日以降に入会した会員については、平成22年度中の期間が短いことから平成23年度より適用することとした。

(7) 会員の業務実態の把握

① 国内取引及び外国取引に関する実態の把握

平成23年1月1日の商先法の施行から6か月が経過し、会員においてはこの間に商先法を 踏まえた業務の見直し等が行われていると思料されることから、自主規制措置を検討する 際の基礎資料として国内取引及び外国取引を取り扱う会員の業務実態について把握した。

② 不招請勧誘の禁止に係る取組みに関する実態の把握

産業構造審議会商品先物取引分科会において商品先物市場の活性化や健全な発展の方策等が議論される中、商品先物取引業者等の行為規制も一つのテーマになると考えられることから、勧誘要請の獲得やその記録の方法等、会員における不招請勧誘の禁止に係る取組みの実態について把握した。

(8) 商品取引事故の確認申請等の適正な運営

商品取引事故の確認申請等に関する規則に基づき、主務大臣への商品取引事故の確認申請 (様式第1号)、商品取引事故の主務大臣への事故報告(様式第2号)並びに本会への事故報告 (様式第3号)について、当該申請及び報告に関する必要書類の添付状況等の点検を行った。

(9) 商品取引責任準備金の積立て、取崩し等の管理

商品取引責任準備金の積立て等に関する規則に基づき、毎月の準備金の積立て及び取崩し 等の業務が適正に運営、管理されるよう指導を行った。

2. 苦情・紛争の解決に係る事業

苦情・紛争の解決に係る事業については、委託者等からの商品先物取引に係る問い合わせ、 苦情処理からあっせん・調停といった紛争仲介業務まで取り組んでいるところであるが、本年 度は、銀行、証券会社等が新規に参入していることから、金融商品取引業における紛争処理制 度との整合性を図るため紛争処理規程の一部改正を第102回理事会(1月18日開催)において決 定し、2月14日付けで紛争処理規程の変更に係る認可を主務大臣に対して申請した。

(1) 相談(問い合わせ)の受付状況

平成23年度における問い合わせの受付件数は868件で、前年度(平成22年度)の1,016件と 比べて148件減少した。本会が受付を開始した平成11年度以降、相談件数が1,000件を下回っ たのは初めてである。

問い合わせ868件のうち、会員等に関するものは353件で40.7%、元会員に関するものは152件で17.5%、その他(会員等の名称が判明しないもの、排出権取引や外国為替証拠金取引等の商品先物取引業以外の取引及び外務員の照会などの取引に直接関係しないもの)は363件で41.8%であった。

また、商先法の施行により規制の対象となった外国取引に関するものは12件、店頭取引に関するものは30件であった(表①参照)。

内容別にみると、「無許可・無登録業者に関するもの」が95件と最も多く、順に「損金を取り戻せるか否かに関するもの」(87件)、「勧誘に関するもの」(48件)、「売買に関するもの」(44件)、「商品先物取引の仕組み・制度に関するもの」(43件)となった。(表②参照)

① 問い合わせの受付件数

| | 平成23年度 | 前年度 |
|------------|--------|-------|
| 現会員等に関するもの | 353 | 370 |
| 国内取引 | (311) | _ |
| 外国取引 | (12) | _ |
| 店頭取引 | (30) | _ |
| 元会員等に関するもの | 152 | 73 |
| その他 | 363 | 573 |
| 問い合わせ件数合計 | 868 | 1,016 |

^{※「}現会員等に関するもの」は、集計時点の会員等で社名が判明した件数であり、「元会員等に関するもの」は、商品先物取引業務の廃止等ですでに会員等でない社であって社名が判明した件数である。

② 問い合わせの内容別件数

| 問い合わせの内容(件数の多い順) | 件数 |
|---------------------------|-----|
| ①無許可・無登録業者に関するもの | 95 |
| ②損金を取り戻せるか否かに関するもの | 87 |
| ③勧誘に関するもの | 48 |
| ④売買に関するもの | 44 |
| ⑤商品先物取引の仕組み・制度に関するもの | 43 |
| ⑥証拠金に関するもの | 31 |
| ⑦日商協の苦情処理・紛争仲介の手続き等に関するもの | 22 |
| 上記以外の内容に関する問い合わせ | 498 |
| 問い合わせ件数合計 | 868 |

(2) 苦情の受付及び処理の状況

平成23年度における苦情の受付件数は60件(うち商品先物取引仲介業者に関する苦情は 2件)であった。

苦情60件のうち、国内取引に関するものは57件、店頭取引に関するものは3件であり、 外国取引に関するものは皆無であった。(表①参照)

苦情申出の対象となった会員等の数は20社(商品先物取引仲介業者1社を含む)で、期首の会員総数53社の37.7%を占めた。また、対象会員等のうち、苦情申出5件以上は3社(27件。全苦情件数に対し45.0%)であった。

主たる申出事由別にみると、不当勧誘類型が50件(うち未取引10件)で83.3%を占めた。 その処理状況は年度内に解決したものが17件であり、打切りの29件を含めると処理を完了 したものは46件であった(表②参照)。

申出人に関する内訳及び本会への紹介者別内訳は次のとおりである。

○ 性 別 : 男性49人(81.7%)、女性11人(18.3%)

50代 13人 (21.7%) 、60代 18人 (30.0%) 、70代11人 (18.3%)、

80代 1人 (1.7%)

○ 取引経験 : 有17人(28.3%)、無43人(71.7%)

○ 職業別: 自営業26人(43.3%)、会社役員10人(16.7%)、会社員6人(10.0%)、

公務員 1人 (1.7%)、無職14人 (23.3%) 、その他 3人 (5.0%)

○ 紹介者別 : 消費者相談機関 12人(20.0%)、インターネット 12人(20.0%)、

主務省 7人(11.7%)、契約締結前交付書面等 5人(8.3%)、

弁護士 1人(1.7%)、その他(知人等) 23人(38.3%)

① 苦情の受付状況

| | 平成23年度 | 前年度 |
|--------|--------|-----|
| 国内取引 | 57 | 43 |
| 外国取引 | 0 | _ |
| 店頭取引 | 3 | _ |
| 苦情件数合計 | 60 | 43 |

② 苦情の申出事由別件数等

| 申出事由類型 | 件数 比率 | 下卒0/ | ₩ 束 0 / 字 △ 目 粉 | | L 理 結 界 | 1 |
|--------|-------|----------|-----------------|-----|---------|----|
| 中山争田類空 | 1十 | 比率% 実会員数 | 解決 | 取下げ | 打切り | |
| 不当勧誘類型 | 50 | 83.3 | 19 | 16 | 0 | 21 |
| 一任売買類型 | 1 | 1. 7 | 1 | 0 | 0 | 1 |
| 無断売買類型 | 3 | 5.0 | 3 | 0 | 0 | 3 |
| 過当売買類型 | 0 | 0.0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 仕切回避類型 | 3 | 5.0 | 3 | 1 | 0 | 2 |
| 返還遅延類型 | 0 | 0.0 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| 連絡不備類型 | 1 | 1.7 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| その他 | 2 | 3. 3 | 2 | 0 | 0 | 2 |
| 合 計 | 60 | 100.0 | 20 | 17 | 0 | 29 |

^{※「}申出事由」の分類は、受付段階において申出人の主張した事由による。

(3) 紛争仲介の受付及び処理の状況

平成23年度における紛争仲介の受付件数は27件(うち商品先物取引仲介業者に関する紛争仲介は2件)であった。紛争仲介27件のうち、国内取引に関するものは26件、店頭取引に関するものは1件であり、外国取引に関するものは皆無であった(表①参照)。

紛争仲介申出の対象となった会員等の数は13社(商品先物取引仲介業者1社を含む)で、 期首の会員総数53社の24.5%を占めた。また、対象会員等のうち、紛争仲介申出5件以上 は1社(5件。全紛争仲介申出件数に対し18.5%)であった。

主たる申出事由別にみると、不当勧誘類型が20件で74.1%を占めた(表②参照)。

その処理状況は、本年度申出件数と前年度(平成22年度)からの繰越件数13件を合わせた要処理件数は40件のうち、25件が処理を終了し、残り15件が処理中である(表③参照)。

① 紛争仲介の受付状況

| | 平成23年度 | 前年度 |
|----------|--------|---------|
| 国内取引 | 26 (9) | 29 (12) |
| 外国取引 | 0 (0) | _ |
| 店頭取引 | 1 (0) | _ |
| 紛争仲介件数合計 | 27 (9) | 29 (12) |

[※] 括弧内の数字は、紛争仲介申出件数のうち、紛争仲介直接申出の件数を示す。

② 紛争仲介の申出事由別件数等

| 申出事由類型 | 件数 | 比率% | 実会員数 |
|--------|----|-------|------|
| 不当勧誘類型 | 20 | 74. 1 | 12 |
| 一任売買類型 | 0 | 0.0 | 0 |
| 無断売買類型 | 3 | 11.1 | 3 |
| 過当売買類型 | 0 | 0.0 | 0 |
| 仕切回避類型 | 3 | 11.1 | 3 |
| 返還遅延類型 | 0 | 0.0 | 0 |
| 連絡不備類型 | 0 | 0.0 | 0 |
| その他 | 1 | 3. 7 | 1 |
| 合 計 | 27 | 100.0 | 13 |

③ 紛争仲介の処理状況

| 紛争 | 紛争仲介 あっせん | | | 処 理 | 結 果 | |
|------|-----------|--------|----|-----|-----|-----|
| 申出件数 | 繰越件数 | 又は調停の別 | 解決 | 取下げ | 打切り | 処理中 |
| 0.7 | 10 | あっせん | 13 | 2 | 10 | 1.5 |
| 27 | 13 | 調停 | 0 | 0 | 0 | 15 |

[※] 本会の紛争仲介は、その手続き内容により、「あっせん」又は「調停」のいずれかに集計される。

(4) 苦情と紛争仲介直接申出の申出事由別状況

平成23年度に受け付けた苦情(60件)と直接紛争仲介に申し出られたもの(9件)の申出 事由をみると、不当勧誘類型が57件と全体の8割以上を占めており、無断売買類型が5件、仕 切回避類型が3件と続いている。

| i | | ı | |
|--------|----|-------|------|
| 申出事由類型 | 件数 | 比率% | 実会員数 |
| 不当勧誘類型 | 57 | 82.6 | 19 |
| 一任売買類型 | 1 | 1.4 | 1 |
| 無断売買類型 | 5 | 7.2 | 5 |
| 過当売買類型 | 0 | 0.0 | 0 |
| 仕切回避類型 | 3 | 4. 3 | 3 |
| 返還遅延類型 | 0 | 0.0 | 0 |
| 連絡不備類型 | 1 | 1. 4 | 1 |
| その他 | 2 | 2. 9 | 2 |
| 合 計 | 69 | 100.0 | 21 |

(5) 主務大臣に対する報告

本会で取り扱った苦情、あっせん・調停について、商先法施行規則第129条及び第131条に基づき、毎月の集計は「苦情処理状況報告書」及び「あっせん・調停処理状況報告書」として、上期・下期の半期毎の集計は「商品先物取引業者等別苦情受付処理件数に係る処理結果」として、それぞれ主務大臣あてに報告した。

(6) 苦情処理状況等の会員への周知

本年度の苦情の受付及び処理状況について、苦情処理規則に基づき、「苦情処理状況通知」の形(4半期毎)で当期に係りのあった会員に周知した。

| | | | (当期に係りのも | らった会員数) |
|--------|-----------------|---|----------|---------|
| 平成22年度 | 第4四半期 (1月~3月) | 分 | 4月20日実施 | (10社) |
| 平成23年度 | 第1四半期 (4月~ 6月) | 分 | 7月19日実施 | (10社) |
| 同 | 第2四半期 (7月~9月) | 分 | 10月20日実施 | (9社) |
| 同 | 第3四半期(10月~12月) | 分 | 1月20日実施 | (9社) |

(7) 苦情処理及び紛争処理結果の会員への周知

苦情処理及び紛争処理に係る事例のうち、会員等の商品先物取引業務の改善等に参考となると思われる解決事例について、苦情処理規則及び紛争処理規程に基づき、本会Webサイトの会員専用ページに掲載して会員に周知した。

(8) 消費者相談関係機関との情報交換等

平成23年3月以降、商先法が施行される前に受託業務を廃止していた業者と取引していた 顧客から、「事前に現金を振り込めば、損の全部又は一部を取り戻すことができる等の電話 があり、入金を迫られた」との相談事例が本会相談センターに数多く寄せられたことから、 4月6日、6月23日及び9月22日にそれぞれ注意喚起の文書を本会Webサイトに掲載し、農林水 産省及び経済産業省等の関係各所においても同様に注意喚起が発信された。

また、10月13日に独立行政法人国民生活センターを訪問し、これらの相談事例に関して意見交換及び注意喚起への協力要請を行った結果、11月10日に同センターより『廃業した国内商品先物取引業者から被った損金を「取り戻す」という怪しい勧誘-「隠し財産がみつかった」「返金される」の言葉にだまされないで!-』との報道発表がなされた。

(9) 四半期毎の相談、苦情及び紛争処理状況の周知

本会相談センターで受け付けた相談の概要、苦情及び紛争状況について、四半期ごとに集計、分析を行い、第2四半期より本会Webサイトに掲載し、周知した。

(10) 会員各社における苦情に関する実態の把握

本会相談センターが受け付けた苦情のうち、商先法施行後に勧誘及び取引が行われた不当 勧誘に係る苦情について分析したところ、その殆どが勧誘を伴う対面取引に関するもので あったことから、対面取引を行う会員が自社で受け付けた苦情の処理状況等の実態について 把握した。

3. 外務員研修・資格試験・登録等に係る事業

外務員研修、資格試験、登録等に係る事業については、登録外務員の更新講習において、平成23年1月1日の商先法の施行を踏まえ、コンプライアンスの徹底と営業手法の改善等を自覚させるコンプライアンス研修を実施した。

また、登録外務員のための登録更新講習、外務員登録資格試験について従来に引き続き実施するとともに、主務大臣からの委任事務である外務員登録についても円滑に実施した。

さらに、会員の利便性に寄与するためコンピュータ方式による登録更新講習、外務員登録資格試験を来年度から導入する運びとなり、3月26日に会員実務担当者に対し、説明会を開催した。

(1) 登録更新講習の実施

外務員登録の更新を受けようとする者、並びに外務員再登録を受けようとする者を対象にして、登録外務員による外務行為の改善や商品取引事故等の未然防止を図る観点から、平成23年1月1日の商先法の施行を踏まえ、コンプライアンスの重要性を徹底するための登録更新講習を下表のとおり実施した。受講者数は全国4地区で536名であった。

[平成23年度登録更新講習実施状況]

(数字は受講者数)

| 地 区 月 度 | 関東 | 中 部 | 関 西 | 西日本 | 計 |
|---------|-----------|---------|-----------|---------|-----------|
| 5 月 度 | 38 (22) | | 18 (7) | | 56 (29) |
| 11 月 度 | 184 (113) | 50 (37) | 149 (109) | 37 (34) | 420 (293) |
| 2 月 度 | 51 (14) | | 9 (5) | | 60 (19) |
| 計 | 273 (149) | 50 (37) | 176 (121) | 37 (34) | 536 (341) |

※()内は、再登録者の受講者数

(2) 外務員登録資格試験の実施

試験前研修(登録外務員講習会・指定講習)の廃止に伴い、外務員登録資格試験を5回(4、5、6、11、2月度)実施し、下表のとおり延べ受験者数は444名(平均合格率88.5%)であり、昨年度の延べ受験者数212名を232名上回る状況であった。

[平成23年度外務員登録資格試験実施状況]

(数字は受験者数)

| 地区月度 | 北海道 | 関東 | 関西 | 計 |
|--------|-----|-----|----|-----|
| 4 月 度 | | 20 | 9 | 29 |
| 5 月 度 | | 156 | 50 | 206 |
| 6 月 度 | | 56 | 6 | 62 |
| 11 月 度 | 20 | 84 | 16 | 120 |
| 2 月 度 | | 22 | 5 | 27 |
| 計 | 20 | 338 | 86 | 444 |

(3) 日商協ゼミナールの開催

本ゼミナールは、会員役職員に対し幅広く情報や知識を提供し資質の向上を図るものとして毎年開催しているものであり、東京地区で4回実施し、延べ131名の役職員が受講した。なお、東日本大震災の影響により平成22年度開催予定であった一部(第Ⅲ期の第2回及び第3回)の開催日を変更し、平成23年度(平成23年4月21日、26日で40名受講)に開催した。

(4) 外務員の登録

外国取引及び店頭取引を取り扱う外務員について、平成23年1月1日の商先法の施行から6か月間の登録猶予の期限が設けられていたこともあり、外務員の登録申請が本年度に入ってから活発に行われた結果、平成23年3月末の登録者数2,797名が4月末に6,566名、5月末に19,359名、6月末に27,841名、7月末に28,040名となり、平成24年3月末には29,073名と1年間で26,276名の大幅増となった。なお、国内取引を取り扱う会員の登録者数を比較すると、昨年度末の2,797名から本年度末は2,405名となり、1年間で392名の減少となった。

(5) 上級外務員の新規認定停止

本制度は、不招請勧誘の禁止の導入が法制度検討上の課題となり、トラブルの解消が業界の最重要課題となっていた情勢を踏まえた上で、平成19年9月に、外務員の法令遵守に関する意識の徹底、会員企業全体のコンプライアンス意識の向上、外務員の資質の向上及び士気の高揚を図り、当業界に対する社会的信頼性の向上に寄与することを目的に創設されたものである。しかしながら、①平成23年1月に施行された商先法により、登録外務員に係る事故等の関与が把握できず、上級外務員の認定要件の充足を判断する手段が確保できなくなったこと、②本制度の対象となる登録外務員は、国内取引に関して主として個人顧客と直接対応する営業形態であったが、法人顧客を相手方とする店頭取引を行う者が全体の約9割を占めており、認定の意義が乏しくなったこと、③本会に寄せられる苦情等の件数が大幅に減少し、トラブル解消という当初の目的は概ね達成できたと考えられることなどの状況の変化があった。これを踏まえ、第7回上級外務員認定審査委員会(9月16日書面開催)において、今後は新規認定を行わないこととし、現存する認定者の更新、取消し等に係る業務のみを存続することとした。なお、平成24年3月末現在の認定者数は6社26名である。

(6) 登録更新講習の受講料・外務員登録資格試験の受験料の設定及び「外務員資格試験等実施要領」の見直し

コンピュータ方式による登録更新講習、外務員登録資格試験を来年度から導入するに当たり、第20回外務員登録等資格委員会(1月31日書面開催)おいて、登録更新講習の受講料・外務員登録資格試験の受験料の設定及び「外務員資格試験等実施要領」の見直しを以下のとおり行った。

① 登録更新講習の受講料・外務員登録資格試験の受験料の設定については、実質費用は現 行の集合形式よりもコンピュータ形式を導入した方が受講・受験料ともに軽減されるが、 その額が現行の受講・受験料以下にならないため、いずれも現行と同額とし、登録更新講習の受講料は会員が1名あたり10,000円(非会員20,000円)、外務員登録資格試験の受験料は会員が1名あたり6,000円(非会員12,000円)とする。

② 「外務員資格試験等実施要領」の見直しについては、コンピュータ方式による登録更新 講習、外務員登録資格試験の実施を原則とするものの、コンピュータ方式が何らかの事情 により実施不可能な場合に備え、現行の集合形式による方法も存続させることとした。

また、第21回外務員登録等資格委員会(3月22日書面開催)において、外務員登録資格 試験の不合格者の再受験については、外務員という資格の性格上、再受験者には一定期間 学習する時間を設けることとし、証券業協会や金先業協会の実態及び両協会に加入してい る会員も多いことに鑑み、「当該受験日から30日を経過しなければ再受験することはでき ない。」とする制限を課すこととした。

(7) 外務員教育教材の制作、頒布について

外務員教育教材のテキスト「商品先物取引業務の基礎知識」について、①苦情及び紛争に 関する手続き、②商品取引事故の確認申請等の取扱いについて改訂を実施し、3月下旬、会 員に制作案内及び頒布を行った。

4. 広報等に係る事業

(1) 会長インタビュー

以下により、荒井会長へのインタビュー記事による特集等を実施した。

| 媒 体 名 | 掲載日 | 記事名 | | |
|-----------|------------|------------------------------|--|--|
| 商品投資特報 | 23. 11. 14 | コンプライアンス特集「専門家に聞く法令順守の現状と意識」 | | |
| 時事通信J-COM | 23. 12. 21 | 商先法1年「後方支援的な規制への見直し必要」 | | |

(2) インターネット広報

投資家、関係機関等に本会の事業をより幅広く周知するため、平成22年度末にWebサイトの全面リニューアルを行い視認性や利便性の向上を図ったところであるが、今年度はさらに統計資料に「苦情・紛争受付状況」を加えたり、投資家に対する「商品先物取引の過去の損金を取り戻します」等の不審な返金話に対する注意喚起を4回掲載したりするなどの活動を行った。

また、商先法の完全施行により外国取引及び店頭取引を行う会員が新たに加入するなどの情勢の変化を踏まえ、多くの方々に本会の活動内容をわかりやすく発信するため、平成20年10月で休刊した会報をWebサイト上で再開し、本年度は計3回(5月、10月、1月)掲載した。

(3) 新聞広告

9月29日の日本証券新聞紙上(コメ先物特集)において、「商品先物取引の健全な発展を目指す『日商協』」との表題で、協会の事業概要と相談センターの案内を半5段で掲載した。

(4) 会員名簿等の作成・配布

会員名簿を作成し、業界関係者等に随時配布した。

(5) 報道関係への対応

① 一般紙等記者発表の開催

在京商品取引所記者クラブ、業界専門紙誌記者クラブ等を対象に、理事会及び重要事項 について記者発表を計8回開催した。

② ニュースリリースの発行

在京商品取引所記者クラブ、業界専門紙誌記者クラブを対象とした協会広報として ニュースリリースを計26回発行した。

Ⅱ総務に関する事項

1. 平成23年度の事業計画・収支予算及び会費

(1) 事業計画

平成 23 年度の事業計画については、商先法の完全施行に対応して、商品デリバティブ取引に対する社会的信頼を確保すること、また、協会の責務を果たすため、勧誘規制をめぐる議論の継続に対応した適正な勧誘の確保及び新たな規制環境の下でのコンプライアンス体制の整備を重点的な目標として取り組むとともに、諸事業を効率的に行うことなどを第 23 回臨時総会(平成 23 年 3 月 23 日開催)において決定した。

① 自主規制に係る事業

- イ. 商品先物取引業務に係る自主規制ルールの整備
 - a. 商品先物取引法の完全施行に対応した自主規制ルールの整備
 - b. 商品先物取引法及び自主規制ルールの周知
- ロ. 会員の適正な商品先物取引業務の確保
 - a. 不招請勧誘の禁止等の新たな規制に対応した適正な勧誘行為の確保
 - b. 商品先物取引法及び自主規制ルールを遵守するためのコンプライアンス体制の確立
 - c. 不適正な商品先物取引業務を行った会員に対する同業務の改善勧告及び改善結果の 徴求
 - d. 違反等行為を行った会員に対する制裁及び役員使用人等に対する処分等の実施

ハ. 会員の監査

- a. 商品先物取引業務に係る社内監査項目等の見直し
- b. 会員の商品先物取引業務及び財務、経理に関する監査の実施
- 二. 商品取引事故の確認申請等の適正な運営
 - a. 会員の商品取引事故の確認申請の処理
 - b. 会員の商品取引事故に伴う損失補てんに係る報告の処理
 - c. 会員の商品取引事故に係る確認申請等に関する社内管理体制の整備
- ホ. 会員の行う商品取引責任準備金の積立て、取崩し等の管理

② 苦情・相談の解決に係る事業

- イ. 顧客等からの苦情の解決
- ロ. 紛争の解決のためのあっせん・調停の円滑な運営
 - a. 紛争解決に係る処理業務の一段階化による迅速的かつ効率的な実施
 - b. ADR促進法に基づく認証紛争解決事業者としての認証の取得の準備
- ハ. 苦情・紛争内容の調査、分析及び周知
- 二. 消費者相談機関等との情報交換

③ 外務員研修・資格試験・登録等に係る事業

- イ. 外務員研修に係る事業
 - a. 登録更新講習の運営・実施
 - b. 外務員教育教材の制作
- 口. 外務員登録資格試験の運営・実施
- ハ. 外務員の登録等に係る事業の運営・実施
- ニ. 外務員の専門性向上に係る事業の運営・実施

④ 広報等に係る事業

- イ. 協会ホームページのコンテンツの充実・強化
- 口. 協会事業に係る情報開示
 - a. 会員の企業情報開示制度の紹介
 - b. 協会自主規制活動についての情報開示
 - c. マスコミ報道機関等への情報提供
- ハ. 内外自主規制機関との連携
- ニ. 商品デリバティブ取引に関する統計の作成・公表

(2) 当初収支予算及び会費について

① 当初収支予算(当初収支予算の承認プロセスは③を参照)

平成 23 年度当初収支予算は、商先法が完全施行されたことにより不招請勧誘の原則禁止が導入されたことなどを受け、適正な勧誘の確保及び新たな規制環境の下でコンプライアンス体制の整備等を重点的な目標とした事業計画に基づいて諸事業を実施することを前提に策定した。

当初収支予算の規模は、収支同額の 385,672 千円(前年予算 441,277 千円)とし、平成 23 年度の会費必要額については、総支出額 385,672 千円から、手数料収入等(27,140 千円)、システム更新等準備積立預金取崩(11,000 千円)、敷金・保証金戻入収入(8,346 千円)、前期繰越額(45,186 千円)を差し引いた 294,000 千円(入会金 4,000 千円含む)とした。

② 会費体系、会費の額(会費体系等の承認プロセスは③を参照)

会費体系については、商先法の完全施行に伴い会員の基盤が大きく変化したことから、第 23 回臨時総会(平成 23 年 3 月 23 日開催)で「入会金及び会費の額並びにその支払方法について」(以下「会費の支払方法について」という。)を全面的に改正し、これまでの固定会費と変動会費の制度から定額会費と比例会費の制度へ変更した。特に会費収入に占める割合が大きかった変動会費は、国内商品市場での売買枚数 1 枚に対する予納単価を用いる定率会費制であったが、新たに導入した比例会費は会員間の公平性を保つため、商品先物取引業に係る営業収益を基礎とするシェア方式とした。

平成 23 年度の具体的な会費額の算出の前提となる条件については、期中の会員数を 53 社と見込み、定額会費と比例会費の割合は 50 対 50 を基準に配分することとしたが、会員 代表者懇談会での意見を踏まえ、その配分を会費必要額 2.9 億円 (入会金を除く) に対して、定額会費対象額を 1.5 億円、比例会費対象額を 1.4 億円とした。

この結果、1 社あたりの定額会費の年額は、定額会費対象額(1.5 億円)を平成23年度の見込み会員数(53社)で除した2,830,100円(百円未満切り捨て)となった。

また、1 社あたりの比例会費の年額は、全会員の商品先物取引業に係る営業収益の合計額(51,770,662 千円)に占める一会員の商品先物取引業に係る営業収益の金額(営業収益の金額が「マイナス」の場合は「0」とする。)の割合(小数点以下四位未満切り捨て)に、比例会費対象額(1.4億円)を乗じて得た額(百円未満切り捨て)となった。

なお、商品先物取引業に係る営業収益の金額については、「会費の支払方法について」の中で、「予算編成時の直前に会員から報告される商品先物取引業における営業収益の額に基づき算出した額」としたが、平成23年度は新規参入会員で事業を開始しておらず営業実績がない場合も想定されることから、当年度に限り、許可申請書添付書類の「商品先物取引業の収支の実績及び見込み」に記載された平成23年度の見込みの「商品先物取引業に係る受取手数料」の金額とした。

③ 事業計画、当初収支予算及び会費体系等の決定プロセス

事業計画、当初収支予算及び会費については、次のとおり第42回、第45回、第46回 の総務委員会で作成した素案を会員代表者懇談会で会員に説明し、ここで出された会員の 意見を踏まえて、改めて第47回総務委員会で検討を行い、第94回理事会の審議を経て、 第23回臨時総会において承認された。

| (平成 22 年) | (会議名) | (内容) |
|-----------|-------------|-----------------------|
| 9月21日 | 第 42 回総務委員会 | 会費をめぐる諸情勢について |
| 9月29日 | 第88回理事会 | 第 42 回総務委員会の報告 |
| 11月2日 | 会員代表者懇談会 | 会費体系の方向性を説明 |
| (平成 23 年) | | |
| 1月21日 | 第 45 回総務委員会 | 平成 23 年度会費体系の論点整理 |
| 2月9日 | 第 46 回総務委員会 | 新しい会費制度(案)について |
| 2月16日 | 会員代表者懇談会 | 新しい会費制度(案)について |
| 2月22日 | 第 47 回総務委員会 | 会員代表者懇談会の反響を踏まえ最終案を議論 |
| 3月2日 | 第 94 回理事会 | 会員代表者懇談会の反響を踏まえ最終案を議論 |
| 3月23日 | 第23回臨時総会 | 新しい会費制度、会費額の決定 |

④ 会費の支払い方法

会費の支払い方法はこれまで毎月払いであったが、「会費の支払方法について」の改正に伴い、平成23年度から①その事業年度に納入すべき金額の4分の1の額を年4回に分けて納入(口座振替又は振込)する、②一括して納入(振込のみ)することのいずれかを選択できることとなった。しかしながら、東日本大震災を契機に国内商品取引所の建玉が急激に減少するなど市場動向や経済環境が激変したことにより、一部会員から会費の支払方法を毎月払いに変更したいとの申し入れを受けたため、第48回総務委員会(5月11日

開催)で検討を行い、第96回理事会(5月25日開催)の審議を経て、第20回通常総会(6月15日開催)において「会費の支払方法について」の一部改正を承認し、7月以降に納入すべき定額会費及び比例会費については会員からの申出により毎月払いが可能となった。

(3) 変更収支予算及び予算項目の組替えについて

① 変更収支予算

平成 23 年度の当初収支予算の執行において、支出面では、例年同様、年度当初から諸事業の実施方法をきめ細かく検討し、事業費及び管理費とも徹底的な節減を行った。また、収入面では、年度末の会員数が 59 社となり当初予算策定時に見積もった 53 社よりも多くなったため、入会金及び会費が増収となった。さらに、見込みよりも会員が増えたことを受けて外務員登録手数料も増収となるなど多くの収支差額が発生したため、平成 23 年度の変更収支予算を策定した。

変更収支予算の内容としては、①平成 24 年度の会費軽減のための原資として余剰額を 翌期に繰り越すこと、②会員の負担の平準化及び中長期的な協会運営の安定を図るため、 運営準備積立資産 (一般口) ~90,000 千円、システム更新等準備積立資産~17,000 千円 を積み増して、変更予算事業活動収入額 356,390 千円(当初予算比 35,250 千円増)、変更 予算事業活動支出計 283,805 千円(当初予算比 73,395 千円減)とし、第 50 回総務委員会 (2月9日開催)で検討を行い、第 103 回理事会(2月22日開催)の審議を経て、第 25 回臨時総会(3月14日開催)において承認された。

② 予算項目の組換え

平成23年度変更収支予算の作成にあたり、平成23年1月1日に改正した定款第76条第1項第2号により公益法人会計基準で定める財務諸表を作成することとなったため、平成20年4月11日に内閣府公益認定等委員会から公表された公益法人会計基準(平成20年基準)に基づき、①賃料、役員報酬等の共通経費について、従来一括して事務所費として計上していたが、実態にあわせて事業費と管理費に分けて計上する、②項目の名称を公益法人会計基準に従って変更する、③その他、支出の実態に即して分類をきめ細かくするなどの予算項目の組替えを行った。

2. 協会運営の合理化等

(1) 本部事務所面積の縮小

協会事務所については、平成22年度までに7フロアから3フロアまで順次縮小したが、厳しい財政状況が続いているため、さらに1フロアの賃貸借契約を4月30日付で解除し、5月1日から事務スペースを2フロアにして事務所費を削減した。なお、これに伴い書類保管スペースも縮小したため書類の電磁的保存を行った。

(2) 定款の施行に関する規則の一部改正

- ① 会員が本会に対して行う報告、届出事項については、平成23年1月の商先法の全面施行に合わせて定款の施行に関する規則を改正したが、その後、主務省より「純資産額規制比率に関する届出書」については、外国取引及び店頭取引を扱う業者であっても商先法施行後6カ月の提出猶予を適用せず毎月提出するよう様式が示されたことから、本会もこれに応じて同届出書の提出を受けること、また、会員の書類提出の事務手続きの簡素化を図ることとし、第95回理事会(4月6日書面開催)において決定し、即日施行した。
- ② 商先法の施行に伴い銀行などの事業規模の大きい会員が加わったことなどから、定款第 12条に規定する会員代表者の範囲を広げること、また、1月13日に主務省の「平成23年度 商品先物検査基本方針及び検査基本計画」が一部改正され、臨店検査終了後又は講評終了 後に立入検査結果を書面(検査書)により通知することになったため、本会もこれに応じ て同書の提出を受けることとし、第50回総務委員会(2月9日開催)の審議を経て、第103 回理事会(2月22日開催)において決定し、即日施行した。

(3) 役員選任規程の一部改正

会員役員の選任について、総会に出席した会員の3分の2以上の同意を得たときは、選考委員が指名した候補者を承認することができると役員選任規程に規定されているが、この選考委員の定数については、当該規程が施行された平成11年4月1日当時(会員数110社)から見直していないことから、現在の会員数(59社)に見合うよう定数の下限を8人から6人に変更すること、また、総合的な取引所の創設が検討されるなど、今後も業界を取り巻く情勢が大きく変化することが見込まれることから、弾力的に会員役員を選任できるよう定年の適用除外の規定を設けることとし、第50回総務委員会(2月9日開催)の審議を経て、第103回理事会(2月22日開催)において決定し、即日施行した。

(4) 平成24年度事業計画作成に係る「日商協事業に係る会員アンケート」の実施

平成24年度事業計画は、本会の事業運営に関する会員各社の要望を踏まえて作成することとし、第24回臨時総会(11月16日開催)において協会運営の今後の方向性に係る説明及び意見交換を行い、さらに会員各社の要望を詳細に把握するため、1月6日付けで本会Webサイトを通じてアンケート調査を実施した。

3. 「総合的な取引所」に関する主務省説明会の開催

政府の「新成長戦略」などに盛り込まれた証券・金融と商品を一体として取り扱う「総合的な取引所構想」について、政府での検討状況を主務省から国内取引所取引を行う会員を対象にご説明いただくため、日本商品先物振興協会と共同で1月31日にエンパイヤビル11階会議室において説明会を開催した。

4. 役員・委員会委員の異動

(1) 役員等の異動

平成23年度における役員の異動は次のとおりであった(年度末における役員名簿については、Ⅲ資料1参照)。

| 役員区分 | 氏 名 | 会員名 | 事 由 | 年月日 |
|------|---------|------------|---------|-----------|
| 理事 | 諸星龍三 | 会員外 | 退任 (死亡) | H23. 4. 9 |
| 理事 | 天 坂 春 敏 | 会員外 | 新任 | H23. 6.15 |
| 理事 | 太田純 | ㈱三井住友銀行 | 辞任 | H23. 6.30 |
| 理事 | 浅 井 滋 | ㈱三菱東京UFJ銀行 | 新任 | H23. 7. 1 |
| 監事 | 上 村 勤 | (株)アルフィックス | 辞任 | H23. 7.31 |
| 監事 | 細 金 英 光 | ㈱フジトミ | 新任 | H23. 9.28 |
| 理事 | 浅 井 滋 | ㈱三菱東京UFJ銀行 | 辞任 | H24. 3.31 |

(2) 委員会委員の異動

平成23年度における委員会委員の異動は次のとおりであった。

なお、あっせん・調停委員会及び外務員登録等資格委員会については4月7日に、上級外務 員認定審査委員会については11月1日に任期満了に伴う新たな委嘱を行った(年度末におけ る委員会委員名簿については、Ⅲ資料2参照)。

| チ ロ ∧ | <i>H</i> | rf /2 | * + | 左 □ □ |
|--------------|----------|---------|------------|-----------|
| 委員会名 | | 氏 名 | 事由 | 年月日 |
| 総務委員会 | 委 員 | 青木優知 | 辞 任 | H23. 6.30 |
| | 委 員 | 横山修一 | 新任 | H23. 7. 1 |
| | 委 員 | 上 村 勤 | 辞 任 | Н23. 7.31 |
| | 委 員 | 細 金 英 光 | 新任 | H23.10. 1 |
| | 委 員 | 横山修一 | 辞 任 | H24. 3.31 |
| 自主規制委員会 | 委 員 | 青木優知 | 辞任 | H23. 6.30 |
| | 委 員 | 戸谷清隆 | 新任 | H23. 7. 1 |
| | 委員 | 戸谷清隆 | 辞任 | H24. 3.31 |
| 綱 紀 委 員 会 | 委員長 | 諸星龍三 | 退任(死亡) | H23. 4. 9 |
| | 委員長 | 天 坂 春 敏 | 新任 | H23. 7. 7 |
| | 委員 | 上 村 勤 | 辞 任 | H23. 7.31 |
| 外務員登録等資格委員会 | 委員長 | 河内隆史 | 再 任 | H23. 4. 7 |
| | 副委員長 | 池本正純 | 再 任 | H23. 4. 7 |
| | 委 員 | 石 山 卓 磨 | 再 任 | H23. 4. 7 |
| | 委 員 | 宇佐美 洋 | 再 任 | H23. 4. 7 |
| | 委 員 | 小林孝一 | 再 任 | H23. 4. 7 |
| | 委 員 | 野 田 博 | 再 任 | H23. 4. 7 |
| | 委 員 | 山田廣己 | 再 任 | H23. 4. 7 |
| あっせん・調停委員会 | 委 員 | 饗庭靖之 | 再 任 | H23. 4. 7 |
| | 委 員 | 石 山 卓 磨 | 再 任 | H23. 4. 7 |
| | 委 員 | 大宮 正 | 再 任 | H23. 4. 7 |
| | 委 員 | 小林孝一 | 再 任 | H23. 4. 7 |
| | 委 員 | 小宮山 澄枝 | 再 任 | H23. 4. 7 |
| | 委 員 | 椙 山 敬 士 | 再 任 | H23. 4. 7 |

| 委員会 | 名 | 氏 名 | 事由 | 年月日 |
|--------------|------|-------------|-----|-----------|
| | 委 員 | 髙井康行 | 再 任 | H23. 4. 7 |
| | 委員 | 髙 木 賢 | 再 任 | H23. 4. 7 |
| | 委 員 | 友 野 弘 | 再 任 | H23. 4. 7 |
| | 委 員 | 中田好昭 | 再 任 | H23. 4. 7 |
| | 委 員 | 畑中鐵丸 | 再 任 | H23. 4. 7 |
| | 委 員 | 平出まや | 再 任 | H23. 4. 7 |
| | 委員 | 八代徹也 | 再 任 | H23. 4. 7 |
| | 委 員 | 山崎宏征 | 再 任 | H23. 4. 7 |
| | 委 員 | 吉 野 高 | 再 任 | H23. 4. 7 |
| | 委 員 | 大場民男 | 再 任 | H23. 4. 7 |
| | 委 員 | 鈴木和明 | 再 任 | H23. 4. 7 |
| | 委 員 | 塚 平 信 彦 | 再 任 | H23. 4. 7 |
| | 委 員 | 西川正志 | 再 任 | H23. 4. 7 |
| | 委員 | 平野曜二 | 再 任 | H23. 4. 7 |
| | 委 員 | 川原 誠 | 再 任 | H23. 4. 7 |
| | 委 員 | 若原 紀代子 | 再 任 | H23. 4. 7 |
| | 委 員 | <u>石橋伸子</u> | 再 任 | H23. 4. 7 |
| | 委 員 | 上 原 理 子 | 再 任 | H23. 4. 7 |
| | 委 員 | 土谷 明 | 再 任 | H23. 4. 7 |
| | 委 員 | 法 常 格 | 再 任 | H23. 4. 7 |
| | 委 員 | 播磨政明 | 再 任 | H23. 4. 7 |
| | 委 員 | 若林正伸 | 再 任 | H23. 4. 7 |
| | 委員 | 橋本昌幸 | 再 任 | H23. 4. 7 |
| 上級外務員認定審査委員会 | 委員長 | 河内隆史 | 再 任 | H23.11. 1 |
| | 副委員長 | 宇佐美洋 | 再 任 | H23.11. 1 |
| | 委 員 | 池本正純 | 再 任 | H23.11. 1 |
| | 委 員 | 石 山 卓 磨 | 再 任 | H23.11. 1 |
| | 委 員 | <u> </u> | 再 任 | H23.11. 1 |
| | 委 員 | 山田廣己 | 再 任 | H23.11. 1 |
| | 委 員 | 吉野 高 | 再 任 | H23.11. 1 |
| | 委 員 | 伊藤國光 | 再 任 | H23.11. 1 |
| | 委 員 | 村田裕成 | 再 任 | H23.11. 1 |

5. 会員の異動

年度当初の本会の会員は53社であったが、年度内の次の異動により年度末の会員数は59社となった (Ⅲ資料6「会員名簿」参照)。

(1) 加入

| 会 員 名 | 代表者名 | 年月日 |
|--------------------|---------|-----------|
| ㈱みずほコーポレート銀行 | 高 橋 敦 | H23. 4. 7 |
| ㈱三菱東京UFJ銀行 | 浅井滋 | H23. 4. 7 |
| インタラクティブ・ブローカーズ証券㈱ | 林 保明 | H23. 5.26 |
| ㈱カカクコム・フィナンシャル | 木 島 俊 哉 | H23. 5.26 |
| ㈱アップルタイムズマーケット | 宮 井 智 浩 | H23. 6.16 |
| ㈱ 外 為 ジ ャ パ ン | 中 野 雄 介 | H23. 8.12 |

(2) 商号の変更

| 新商号 | 旧商号 | 年月日 |
|-----------------|-----------------|-----------|
| GM0ク リック 証券 ㈱ | クリック証券㈱ | H23. 4. 1 |
| アヴァトレード・ジャパン(株) | エーアールティー㈱ | H23. 7. 1 |
| FXCMジャパン証券㈱ | ODL JAPAN(株) | H23. 7.10 |
| K O Y O 証 券 ㈱ | 光陽ファイナンシャルトレード㈱ | H23. 9. 1 |

(3) 会員代表者の変更

| 会員名 | 新代表者名 | 旧代表者名 | 年月日 |
|-----------------------|------------|------------|-------------|
| 光陽ファイナンシャルトレード㈱ | 村上久広 | 小笠原 昭夫 | H23. 4. 1 |
| ㈱ みず ほ 銀 行 | 玉 利 望 | 小 松 淳 | H23. 4. 1 |
| ㈱みずほコーポレート銀行 | 内海昌男 | 高橋 敦 | H23. 4. 7 |
| CMC Markets Japan (株) | 野口文男 | 小池一弘 | H23. 5.31 |
| ひまわり証券㈱ | 北川博文 | 山地一郎 | H23. 6. 1 |
| ㈱アルフィックス | 藪 本 浩 | 上 村 勤 | H23. 6.30 |
| アヴァトレード・ジャパン㈱ | 斎 藤 亜 | 小平基臣 | H23. 7.14 |
| ㈱ S B I 証 券 | 澤田 安太郎 | 井土太良 | H23. 10. 1 |
| FXCMジャパン証券㈱ | 飯田和則 | ウィリアムス゛イアン | Н23. 10. 7 |
| IGマーケッツ証券㈱ | 小池一弘 | 博多一恭 | H23. 11. 14 |
| クレディ・スイス証券㈱ | オリヒ゛エ・ティリエ | 郭 宝樹 | H24. 1. 2 |
| ㈱ 外 為 ジ ャ パ ン | 池上宏 | 中野雄介 | H24. 3.28 |